

石川多目的ドームの借用について

- ・許可申請書の提出は使用予定日の１４日前まで
- ・借用変更許可申請書は７日前まで
- ・使用の取りやめは使用開始前に使用取りやめ届を提出

石川多目的ドーム使用料			
入場料の有無	使用者の区分	使用料	照明使用料
入場料を徴収する場合	市内の個人及び団体	30,000円	1 時間当たり 2,000円
	市外の個人及び団体	50,000円	
入場料を徴収しない場合	市内の個人及び団体	7,500円	
	市外の個人及び団体	15,000円	
備考			
1 使用料は、4 時間以内の額とし、4 時間を超えた場合は、 1 時間ごとに使用料の 4 分の 1 の額を加算する。			
2 特別な興行（入場料が3,000円を超えるもの）の使用料については 市内外を問わず150,000円とする。			